

# 公益財団法人 情報通信学会

## 評議員選定委員会の運営等に関する規則

### (評議員選定委員会運営規則)

#### (目的)

**第1条** この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第13条第7項の規定に基づき、学会の評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって選定委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (招集)

**第2条** 選定委員会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長又は常務理事が選定委員会を招集する。

#### (招集通知)

**第3条** 選定委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載することとする。

3 会長又は第2条第2項の規定により選定委員会を招集する副会長又は常務理事（以下、この条において「会長等」という。）は、第1項の書面による招集通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、選定委員会委員の承諾を得て、電磁的方法により招集通知を発することができる。この場合において、会長等は、同項の書面による招集通知を発したものとみなす。

4 前三項の規定にかかわらず、選定委員会は、その委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (議長)

**第4条** 選定委員会の議長は、当該選定委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項の規定により選出された議長は、当該選定委員会の会務を総理する。

3 当該選定委員会を招集した会長(第2条第2項の規定により副会長又は常務理事が招集した場合は、その副会長又は常務理事)は、当該選定委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させることができる。

#### (決議)

**第5条** 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

#### (議事録)

**第6条** 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員

が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 選定委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 選定委員会が開催された日時及び場所
- (2) 選定委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 選定委員会に出席した理事の氏名
- (4) 選定委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、学会の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

(委任)

**第7条** この規則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

## 附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。